

山梨県公報

第二千六百八十四号

平成二十九年

三月三十日

木曜日

目次

告示

- 国土利用計画(山梨県計画)の変更……………一八四
- 私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定……………一八六
- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………一八六
- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………一八七
- 児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示……………一八七
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除……………一八七
- 保安林の指定の予定……………一八七
- 山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一八八
- 山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程の一部改正……………一八九
- 山梨県種畜種さん売却規程の一部改正……………一九一
- 県営土地改良事業の完了……………一九一
- 道路の区域変更(十六件)……………一九一
- 道路の供用開始(五件)……………一九六
- 甲府駅南口駅前広場の区域……………一九七
- 山梨県手数料条例別表第二の百八十四の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類……………一九九
- 山梨県手数料条例別表第二の百八十六の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類の一部改正……………一九九
- 山梨県手数料条例別表第二の百八十八の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類の一部改正……………一九九
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………二〇〇
- 平成二十九年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………二〇〇
- 有害図書類の指定……………二〇六
- 山梨県職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………二〇六

訓令

公告

- 山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令……………二〇六
- 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………二一四
- 山梨県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令……………二一四
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………二一四
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二一八

企業局

- 農用地利用配分計画の認可……………二一八
- 土地改良区役員の就任……………二二二
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等……………二二二
- 公共測量の終了……………二二五
- 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法……………二二五
- 甲府都市計画道路事業の施行について……………二二五
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(五件)……………二二六
- 開発行為に関する工事の完了について……………二二七
- 山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程……………二二七
- 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………二二七
- 山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程……………二二七
- 山梨県企業局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正……………二二八

教育委員会

- 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………二二八
- 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示……………二三〇
- 山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令……………二三〇
- 山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二三一
- 庁中処務細則の一部を改正する訓令……………二三一
- 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………二三九
- 山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令……………二四七
- 山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令……………二五五
- 教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………二五五

人事委員会

- 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則……………二五五
- 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………二五五

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………	二五八
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………	二五八
○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………	二五八
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	二五九
○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則……………	二五九
○山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………	二六二
○山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則……………	二六四
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	二六五
○山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………	二六五
○山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令……………	二六五
公安委員会	
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	二六五
その他	
○山梨県議会議事事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………	二六六
○山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令……………	二七四

告 示

山梨県告示第九十一号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七条第九項の規定により国土利用計画（山梨県計画）の全部を変更したので、同項において準用する同条第五項の規定によりその要旨を公表する。なお、その関係図書は、山梨県総合政策部地域創生・人口対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

第1 県土の利用に関する基本構想

国土利用計画(山梨県計画)―第五次―の概要

県土の特性

- ・富士山をはじめとした山々、富士五湖等、四季折々の変化に富んだ自然環境と景観を有する。
- ・森林が県土の約8割を占め、首都圏に位置しながら豊かな美しい水に恵まれている。
- ・移住や二地域居住先として人気が高く、リニア中央新幹線等による交流の活発化が期待される。

県土利用をめぐる基本的条件の変化

- ・本格的な人口減少社会の到来による土地需要の減少、県土の管理水準の低下
- ・気候変動による自然環境の悪化や自然生態系の喪失
- ・大規模自然災害に備えた安全・安心に対する県民意識の高まり

県土利用の基本方針

土地の特性に応じた適切な県土利用

- ・都市機能等の中心部や生活拠点等への集約化
- ・低・未利用地の有効利用
- ・荒廃農地の発生防止及び解消等

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

- ・自然環境の保全・再生
- ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進
- ・美しい景観の保全等による魅力ある地域づくり等

安心・安全を実現する県土利用

- ・ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の実施
- ・災害リスクの把握及び周知
- ・ライフライン等の多重性・代替性の確保等

複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- ・自然と調和した防災・減災の促進等、複合的な効果をもたらす施策の積極的な推進等

人口減少・高齢化の進展、財政制約がある中では、以下の考え方が重要

多様な主体による県土管理

- ・地域主体の取り組みの推進と都市住民・民間企業等、多様な主体の参画による県土管理等

第2 県土の利用区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

利用区分	平成26年	平成38年	構成比	
			平成26年	平成38年
農地	24,470	22,500	5.5	5.0
森林	345,695	345,040	77.4	77.3
原野等	1,971	1,970	0.4	0.4
水面・河川・水路	9,164	9,140	2.1	2.0
道路	11,730	13,070	2.6	2.9
宅地	18,486	19,200	4.1	4.3
住宅地	11,835	12,400	2.7	2.8
工業用地	1,189	1,310	0.3	0.3
その他の宅地	5,462	5,490	1.2	1.2
その他	34,983	35,570	7.8	8.0
計	446,499	446,499	100.0	100.0
市街地	6,000	5,930	1.3	1.3

※目標の数値は、社会経済の状況により、流動的な要素があることを留意する必要があります。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

○土地利用関連法制等の適切な運用

- ・国土利用計画法及び土地利用関係法の適切な運用等による適正な土地利用の確保と県土資源の管理等

○県土の安全性の確保

- ・県土保全施設の整備と維持管理
- ・災害リスクの高い地域の把握、公表等

○持続可能な県土の管理

- ・都市の集約化、農山村における日常生活に必要な施設の集約化
- ・農地の集積・集約化、持続可能な森林管理等

○自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ・原生的な自然の保全、希少性生物に配慮した土地利用の推進
- ・森・里・川の連続による生態系ネットワークの形成等

○土地の有効利用の促進

- ・低・未利用地の活用、道路空間の有効利用
- ・工業用地の戦略的かつ総合的な整備等

○土地利用転換の適正化

- ・人口等の動向、周辺の土地利用の状況等を勘案した土地利用転換の適正化
- ・リニア中央新幹線の駅周辺における環境と調和した土地利用の誘導等

○県土に関する調査の推進

- ・国土調査等の推進、その総合的利用及び調査結果の普及・啓発等

○計画の効果的な推進

- ・県土利用の変化等の分析を通じて計画推進上の課題の把握等

○県土の県民的経営の推進

- ・県や市町村、地域住民、企業等の多様な主体による県土の保全管理活動の促進等

山梨県告示第九十二号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第二項の規定により知事に届け出る平成二十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十八年度の監査報告書から適用する。私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定（昭和五十三年山梨県告示第四百二十三号）は、平成二十七年年度の監査報告書を限りとして廃止する。
平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

山梨県告示第九十三号

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）第一百五十五条の二第三項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで適用する。
平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 伊勢町～中央病院～竜王駅	伊勢町	中央病院	竜王駅
三 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園
四 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
五 敷島（営）～グリーンライン～	敷島営業所	グリーンライ	昇仙峡滝上

昇仙峡滝上	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
六 敷島（営）～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	御所循環	敷島（営）
七 敷島（営）～御所循環～敷島（営）	敷島営業所	敷島（営）	敷島（営）
八 敷島（営）～駿台今井キャンパス	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
九 敷島（営）～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
十 敷島（営）～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	中央病院	御勅使
十一 敷島（営）～中央病院～御勅使	敷島営業所	西野	中央病院
十二 甲府駅～十五所～鰍沢（営）	甲府駅	十五所	鰍沢営業所
十三 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	十五所	甲府駅
十四 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	南アルプス市
十五 甲府駅～十五所～南アルプス市	甲府駅	十五所	甲西支所
十六 甲府支所	甲府支所	増富温泉郷	増富温泉郷
十七 葎崎～増富温泉郷	葎崎営業所	敷島	甲府駅
十八 葎崎駅～敷島～甲府駅	葎崎駅	大草	甲府駅
十九 葎崎駅～大草～甲府駅	葎崎駅	大草	甲府駅

十九	内野線	富士山駅	お宮橋	内野
二十	平野線	富士山駅	膳棚 フアナ	平野
二十一	平野線	富士山駅	内野 旭日丘	平野
二十二	西湖民宿線	富士山駅	西湖	西湖民宿
二十三	大石線	富士山駅	河口局前	芦川農産物直 売所
二十四	河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅
二十五	河口湖線	河口湖駅	内野 旭日丘 御殿場駅	御殿場プレミ アム・アウト レット

山梨県告示第九十四号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定（平成二十三年山梨県告示第五百六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

表十一の項中「旭入口」を「御勅使」に改める。
表に次の一項を加える。

二十五	河口湖線	河口湖駅	内野 旭日丘 御殿場駅	御殿場プレミ アム・アウト レット
-----	------	------	-------------------	-------------------------

山梨県告示第九十五号

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程（昭和四十七年山梨県告示四百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考1中「情緒障害児短期治療施設入所部」を「児童心理治療施設入所部」に改め、同表備考4中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県告示第九十六号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十七年山梨県告示第八十八号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定によりその指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定を解除する区域 中央市山之神字流通団地二千九百四十九番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし（土壤汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないことが判明したため。）

山梨県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 上野原市桐原字井戸入二三三・二四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字西窪一七九

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井戸入二三三・二四二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字西窪一七九
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第九十八号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

題名を次のように改める。

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額

本則中「山梨県工業技術センター諸収入条例」を「山梨県産業技術センター諸収入条例」に改める。

1の表中デザイン開発用コンピューターシステムの項、鑄造機の項及びその他の機械器具又は設備の項を削る。

貴金属及び宝 敏石	定量分析 (主成分 又は全成 分)	1件	分析に要する時間	
			10時間未満	1, 280円
			10時間以上20時間未満	2, 570円
			20時間以上30時間未満	3, 850円

2の表中

素材、 機械、 電子及 び化学	材料試験 (表面分 析試験)	1試料	表面分析 深さ方向分析	16, 390円 29, 510円
エックス線回折試験	1試料	エックス線回折装置による分析 定性分析 応力測定	2, 330円 5, 720円 7, 800円	
電子顕微鏡試験(電子顕微鏡(EPMMA)による面線定性分析)	1試料	1成分 複成分	19, 810円 24, 760円	
化学試験(IPC発光分光法による定量分析)	1測定	測定波長領域 190nm~800nm 120nm~800nm	6, 420円 8, 750円	
化学試験(発光分光分析装置による分析)	1件	エッチング時間 30分以内 30分を超えた後 30分毎	4, 480円 4, 480円	

を

木工及び塗装	設計調整	1件	設計調整に要する時間	6, 540円 4時間未満 4時間以上8時間未満 8時間以上12時間未満 12時間以上16時間未満 16時間以上24時間未満 24時間以上	32, 720円
--------	------	----	------------	---	----------

素材、機械、電子及び化学	材料試験 (表面分析試験)	1試料	表面分析 深さ方向分析	16, 390円 29, 510円
	エックス線回折試験	1試料	エックス線回折装置による分析 定性分析 応力測定	2, 330円 5, 720円 7, 800円
	電子顕微鏡試験 (電子顕微鏡 (E P M A) による面線定性分析)	1試料 複成分		19, 810円 24, 760円
化学試験 (I C P)	1測定	測定波長領域 190nm～80		6, 420円

に改める。

発光分光法による定量分析)	0nm 120nm～80 0nm	8, 750円
---------------	------------------------	---------

3の表中普通ねん糸又は飾りねん糸の項、のり付け(ローラーのりの場合)の項及びその他の試作加工の項を削る。
4の表及び5の表を削る。

山梨県告示第九十九号

山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程の一部を改正する告示

を次のように改正する。
第一条中「山梨県畜産試験場」を「山梨県畜産酪農技術センター」に改める。

第二条中「山梨県畜産試験場長」を「山梨県畜産酪農技術センターの所長(以下「所長」という。)」に改める。

第三条中「山梨県畜産試験場長」を「所長」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。
(譲渡の決定通知)

第三条 所長は、譲渡を決定したときは、申請者に次の各号に掲げる事項を通知するものとする。ただし、第一号に規定する精液の種類、数量及び第三号に規定する引渡期日及び場所は、所長の都合により変更することができる。

- 一 精液の種類、数量
 - 二 価格及び代金納付方法
 - 三 引渡期日及び場所
 - 四 その他必要な事項
- 別表の次に次の様式を加える。

別記様式

年 月 日

山梨県畜産酪農技術センター所長 殿

申請者住所
氏 名 印

精液譲渡申請書

次のとおり譲渡を受けたいので山梨県家畜人工授精用精液譲渡規定第 2 条の規定により申請します。

- 1 種 類
- 2 種畜の番号
- 3 数 量
- 4 引渡希望年月日

附則

- この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この告示による改正後の告示の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県告示第百号

山梨県種畜種きん売却規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県種畜種きん売却規程の一部を改正する告示

山梨県種畜種きん売却規程（昭和二十九年山梨県告示第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「山梨県酪農試験場長、山梨県畜産試験場長又は家畜保健衛生所長（以下「場長等」という。）を「山梨県畜産酪農技術センターの所長又は家畜保健衛生所の所長（以下「所長等」という。）に改める。

第四条第一項中「種牛、種めん羊、種やぎ及び種うさぎにあつては、山梨県酪農試験場長に、種豚、種鶏、種あひる及び種卵にあつては、山梨県畜産試験場長」を「山梨県畜産酪農技術センターの所長」に改め、同条第二項中「山梨県酪農試験場長」を「山梨県畜産酪農技術センターの所長」に改め、「の精液にあつては、山梨県酪農試験場長又は家畜保健衛生所長に」を削り、「場長等」を「所長等」に改める。

第五条中「場長等」を「所長等」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「~~山梨県酪農試験場~~」を「~~山梨県酪農試験場~~」に改める。

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この告示による改正後の告示の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県告示第百一号

県営土地改良事業（八代地区中山間地域総合整備事業）の工事は、平成二十八年六月二十七日をもって完了した。

平成二十九年三月三十日

山梨県公報 第千六百八十四号 平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府韮崎線
- 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		旧	新		
甲府市丸の内	丁目一七番一地从先から 丁目一番地先まで	一九・八〇・二	一六・一一・三	六〇・〇	六〇・〇
		一一〇・二	一一三・三		

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲斐早川線
- 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		旧	新		

南巨摩郡早川町奈良田字鯉水一〇五三番内
二一六地先から
南巨摩郡早川町奈良田字鯉水一〇五三番二
四七地先まで

旧	五・五 一四・二	四〇〇・五
新	一三・八 四六九・一	四〇〇・五

山梨県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 台ヶ原長坂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市白州町台ヶ原字中台三三〇四番四六地先から 北杜市白州町台ヶ原字上法坂三三一四番三 地先まで	五・一 一一・三	一九・一 五一・五	二二六・八	三七三・〇
	一九・一 五一・五	一九・一 五一・五	二二六・八	二二六・八
北杜市白州町花水字本村一三九七番一地先 から 北杜市白州町花水字本村一三九九番一地先 まで	一〇・五	一〇・五	一六・〇	一六・〇
	八・九 一〇・五	八・九 一〇・五	一六・〇	一六・〇

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十七線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市御坂町上黒駒字原山五一三三番三二 二地先から 笛吹市御坂町上黒駒字桂野大道下一九四〇 番六地先まで	一九・五 一〇〇・六	一五・〇 九八・八	二七四二・三	二七四二・三
	一九・五 一〇〇・六	一五・〇 九八・八	二七四二・三	二七四二・三

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市八代町南字柿木田一五九二番一〇地 先から 笛吹市八代町南字柿木田一五九二番一〇地 先まで	一四・七 九一・四	一四・七 三三二・九	四二・三	四二・三
	一四・七 九一・四	一四・七 三三二・九	四二・三	四二・三

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 湯之輿上之平線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南巨摩郡身延町下部字横道一一二九番一地从先から南巨摩郡身延町下部字横道一一二三番五地先まで		三・九	六・〇	一四・一	二五八・二
		二二・四	二二・三		

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高下鯨沢線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南巨摩郡富士川町鯨沢字境尾一三九六三番一地从先から南巨摩郡富士川町最勝寺字大久保尻三〇九六番二地先まで		六・〇	八・九	二二・九	一三七・八
		三三・九	三五・〇		

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

三五・〇

山梨県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
大月市七保町林字タミセ九三一番五地先から大月市七保町林字ユルギ下八九四番三地先まで		四・九	五・七	五三・三	一六二・〇
		五三・三	二六・〇		

山梨県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
		八・九	八・九	三五・〇	八五・七
		八五・七	八五・七		

北都留郡小菅村字タンノカヤ二八五八番六地先から
北都留郡小菅村字タンノカヤ二八三六番六地先まで

新	旧	延長 (メートル)
一〇・六 四二・二	六・四 三四・五	五四五・六 五四三・六

山梨県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市西原字大田向一一〇七番二地先から 上野原市西原字佐群平二九五五番一地先まで	八・〇 一三・六	五・三 二二・七	二七・六	一七一・七 九七・三

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

- 一 道路の種類 県道

山梨県知事 後 藤 齋

- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市秋山字柿木平九一二番一地先から 上野原市秋山字大地海戸九〇〇七番一地先まで	一三・九 三一・三	五・九 五二・四	三六・四	二〇八・〇 一四八・九

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市秋山字中野原一一四三番一地先から 上野原市秋山字下尾崎一〇九一七番一地先まで	一〇・九 四六・五	六・一 三一・九	四六・五	六五五・一 五七七・三

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
都留市井倉字馬場五五二番一地从先から 都留市井倉字馬場五二八番地先まで	七・六 一六・三	七・三 九・四		一九五・七

山梨県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日影笹子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市笹子町黒野田字天庭二五七番一地从先から 大月市笹子町黒野田字日影サス三四五番三 地まで	六・三 四九・九			一五九・三

大月市笹子町黒野田字天庭二五七番一地从先から 大月市笹子町黒野田字天庭二六六番五地先 まで	二一・一 五一・六	六〇・二
大月市笹子町黒野田字天庭二五七番一地从先から 大月市笹子町黒野田字天庭二六六番五地先 まで	一四・七 四六・四	六一・九

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新田下吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
富士吉田市小見見五丁目三〇〇一番八地先 から 富士吉田市小見見字丸二九四二番地先まで	九・五 一四・八	七・六 一〇・八		一六四・三

山梨県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡西桂町小沼字池の頭二九四〇番一 地先から 南都留郡西桂町倉見字前田六五二番一地先 まで	五・一 四四・二	三・九 一三・三	一四四三・二	一四五二・四
	五・一 四四・二	三・九 一三・三	一四四三・二	一四五二・四

四 区域変更の期日 平成二十九年四月一日

山梨県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十一号	北杜市高根町長沢字笹久保一〇 一〇番地先から 北杜市高根町長沢字笹久保一〇 二六番一地先まで	三四・〇	平成二十九年三月三十日

山梨県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百二十九号	大月市七保町林字タミセ九三二 番五地先から 大月市七保町林字ユルギ下八九 四番三地先まで	一六二・〇	平成二十九年三月三十日

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上 野原線	都留市井倉字馬場五五二番一 地先から 都留市井倉字馬場五二八番地 先まで	一九五・七	平成二十九年三月三十日

山梨県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	日影笹子線	大月市笹子町黒野田字天庭二五 七番一地先から 大月市笹子町黒野田字天庭二六	三五・〇	平成二十九年四月一日

山梨県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	新田下吉田線	富士吉田市小見見五丁目三〇〇 一番八地先から 富士吉田市小見見字丸二九四二 番地先まで	一六四・三	平成二十九年三月三十日

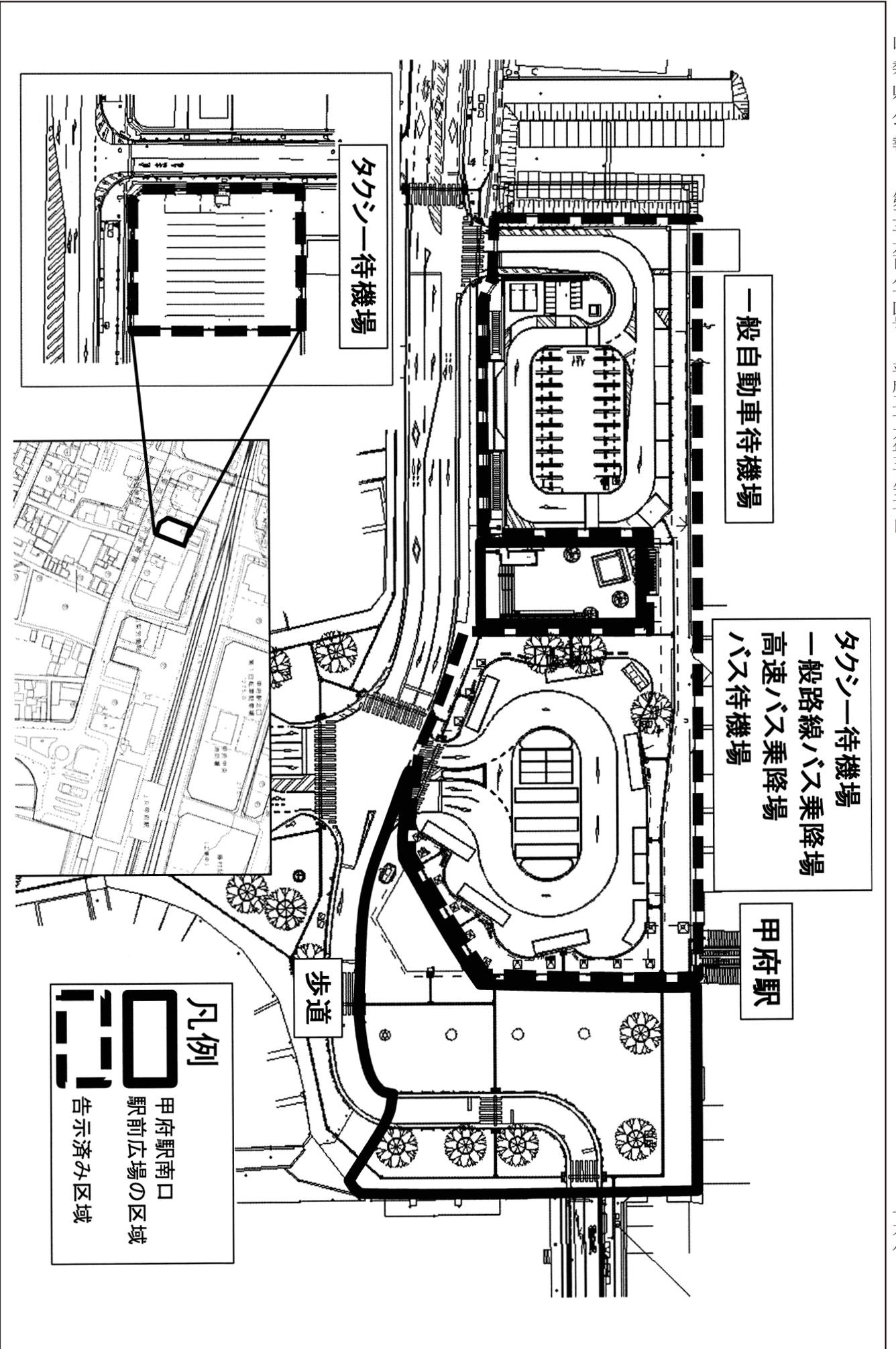
山梨県告示第百二十三号

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例（平成二十七年山梨県条例第五号）第三条の規定により、甲府駅南口駅前広場の区域を次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 甲府駅南口駅前広場の区域は、次の図に示すとおりとする。
- 二 区域変更の期日 平成二十九年四月一日



山梨県告示第百二十四号

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）別表第二の百八十四の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類を次のとおり指定し、山梨県手数料条例別表第二の百八十四の項イ及び百八十五の項イの知事が指定する者（平成二十四年山梨県告示第百三十号。以下「旧告示」という。）は廃止し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同日前に旧告示の一に掲げる者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づく申請に係る低炭素建築物新築等計画が同法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 知事が指定する者は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の業務を行うものに限る。）及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者とする。

- (一) 住宅の用途に供しない建築物について二(一)に掲げる書類を作成する場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (二) 住宅のみの用途に供する建築物又は住戸の部分のみについて二(一)に掲げる書類を作成する場合 登録住宅性能評価機関
 - (三) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物）について二(一)に掲げる書類を作成する場合（住戸の部分のみについて当該書類を作成する場合を除く。） (一)及び(二)に掲げる者のいずれにも該当するもの
- 二 知事が指定する書類は、次に掲げる書類とする。
- (一) 一に掲げる者が作成した、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づく申請に係る低炭素建築物新築等計画が同法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - (二) 住宅品質確保法第六条第一項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）に基づく断熱等性能等級四及び一次エネルギー消費量等級五に適合している場合に限る。）の写し

山梨県告示第百二十五号

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）別表第二の百八十六の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類（平成二十八年山梨県告示第百四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同日前にこの告示による改正前の一(一)に掲げる者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づく申請に係る法第三十条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画が同項第一号に掲げる基準に適合していることを証する書類については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一を次のように改める。
- 一 知事が指定する者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者とする。
- (一) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）のみの用途に供する建築物又は非住宅部分のみについて二(一)に掲げる書類を作成する場合 法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (二) 法第十一条第一項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）のみの用途に供する建築物又は住戸の部分のみについて二(一)に掲げる書類を作成する場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
 - (三) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号に規定する複合建築物について二(一)に掲げる書類を作成する場合（非住宅部分のみ又は住戸の部分のみについて当該書類を作成する場合を除く。） (一)及び(二)に掲げる者のいずれにも該当するもの
- 二(一)中「建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

山梨県告示第百二十六号

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）別表第二の百八十八の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類（平成二十八年山梨県告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同日前にこの告示による改正前の一(一)に掲げる者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項の規定に基づく申請に係る建築物が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一を次のように改める。

一 知事が指定する者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者とする。

(一) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）のみの用途に供する建築物について二(一)に掲げる書類を作成する場合

法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(二) 法第十一条第一項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）のみの用途に供する建築物について二(二)に掲げる書類を作成する場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）

第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

(三) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号に規定する複合建築物について二(一)に掲げる書類を作成する場合 (一)及び(二)に掲げる者のいずれにも該当するもの

二(一)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項」を「法第三十六条第一項の規定」に改め、(二)中「第三条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、「(昭和二十五年法律第二十二号)」を削り、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 法第十二条第六項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し

山梨県告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日 平成二十九年三月二十一日

二 指定道路の位置 中巨摩郡昭和町西条字立石二千二百二十五番四、二千二百三十五番五

三 指定道路の幅員 最大幅員五・八一メートル 最小幅員四・七一メートル
四 指定道路の延長 二十八・五九メートル

山梨県告示第百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日 平成二十九年三月二十四日

二 指定道路の位置 中央市成島字下田二千三百二十三番八

三 指定道路の幅員 最大幅員六・〇四メートル 最小幅員六・〇二メートル

四 指定道路の延長 十七・二七メートル

山梨県告示第百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十九年年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってそ

の役員が暴力団員であるもの（令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- 4 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

- 1 資格審査を受けようとする者は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 営業経歴書（第二号様式）

(二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(三) 身分証明書（個人の場合）

(四) 印鑑証明書

(五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

(六) 納税証明書（申請書提出日直前の全ての県税及び消費税に係るもの）

(七) 契約に関し営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状

(八) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面

(九) 役員等名簿（第三号様式）

(十) 誓約書（第四号様式）

- 2 資格審査の申請に係る様式は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇―八五〇―山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二三三―一三九五）にあらかじめ連絡の上請求すること。

3 申請書及び添付書類は、2に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

4 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

- 三 資格の有効期限 資格を認定した日から平成三十年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し 知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するとき、当該資格を取り消すことができる。

1 一から5までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続 県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 その他 この告示の施行の際、現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づく資格を有する者とみなす。

第1号様式

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 役員等名簿（第3号様式）
- 10 誓約書（第4号様式）
- 11 口座振替依頼書
- 12 返信用封筒（82円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

営 業 経 歴 書

※業種区分

① フリガナ 商号又は名称		② フリガナ 代表者 氏名		③ 代表者印	
④ 本社(本店)		〒□□□-□□□□		チェックボックス <input type="checkbox"/> 電話 () F A X () メールアドレス ホームページURL	
⑤ 契約委任先		住所 〒□□□-□□□□		電話 ()	
名称		氏名		F A X ()	
⑥ 取引希望種目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許認可の有無
	第1希望		第1希望		
	第2希望		第2希望		
	第3希望		第3希望		
	/		第4希望		
			第5希望		
		第6希望			
⑦ 営業又は種目取扱い品名				⑧ 営業担当者	部署名 フリガナ 職氏名 電話 () f a x () メールアドレス
				⑨ 契約使用印鑑(印影)	⑩ 消費税法に規定する課税・免税業者の別 課税業者 免税業者
⑪ 経営の規模	⑪ 自己資本の額	法人	資本金合計	うち資本金	
		個人	円	円	
	⑫ 機械設備の額	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸
		円	円	円	円
	⑬ 創業	現組織へ変更	通算営業年数	県との取引開始年	⑭ 従業員数
	年月日	年月日	年 月	年	人
⑮ 決算状況	製造販売等実績高 (直近の決算期)		自 年月日	流動比率	流動資産 _____ = _____ = _____ % 流動負債
			至 年月日		
	総売上	製造	円		
	上	物品	円		
	況	役務	円		
	合計	円			
	上記のうち県との取引額		円		
⑯ 主要契約納品先	国及び地方公共団体(過去2年分)	⑰ 機械設備	機種	性能	台数
	その他一般(過去2年分)				
取引金融機関					

第4号様式

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

1 私は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないものを契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結している者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)
氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

山梨県告示第三百十号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五條第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十九年四月六日から施行する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
mini Berry vol.31	秋水社
BOYS プラス禁断 2月号	サン・メディアレップ
看板娘の墜とし方 笑顔の向こうのエロい表情	竹書房
実録 悪い人 接近注意! 手がつけられない 極悪人間	コアマガジン
業界スクープ! 本当は教えたくない 超快感 裏フーズク	インテルフィン
山崎大紀の日本縦断! 新ぶらりヌキの旅	インテルフィン

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

訓 令

山梨県訓令甲第一号

本 出 先 機 関 庁

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め

る。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中「富士山世界遺産センター」の下に、「畜産酪農技術センター」を加え、「果樹試験場、畜産試験場及び酪農試験場」を「及び果樹試験場」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

本 出 先 機 関 庁

労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第二十三条の三 職員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間簿(第十一号様式(五))により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならない。

第十一号様式(五)の四を次のように改める。

介護休暇の請求・承認

※請求の期間		時間		日・時間数	※請求年月日	※本人印	承認の可否	決裁者印	備考
年	月	日から	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	日	年	月	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

第十一号様式の四の次に次の一様式を加える。

第11号様式の5 (第23条の3関係)

介護時間願簿

(所属) (職) (氏名)

(第一面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

※ 要介護者に関する事項	氏名		※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁		備考
	続柄	氏名					決裁者印	裁	
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで	介護が必要となった時期 年 月 日から 年 月 日まで					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
※ 請求の期間	年 月 日	日	時間	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁者印	裁	備考
年 月 日	日から	日	午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日まで		午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日から	日	午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日まで		午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日から	日	午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日まで		午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日から	日	午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日まで		午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日から	日	午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日まで		午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。